

2022年7月15日

代金取立手数料の改定について

株式会社広島銀行（頭取 清宗 一男）では、2022年11月に全国銀行協会において電子交換所を設立することを受け、手形・小切手の取扱区分が変更となることから、手形・小切手の代金取立手数料の見直しを実施しますので、下記のとおりお知らせいたします。

今後もサービスの充実を図り、お客さまのご満足や利便性の向上に努めてまいります。

記

1. 代金取立手数料の見直し

電子交換所の設立に伴い、以下の通り変更します。なお、取立依頼の受付方法等に変更はございません。

変更前			変更後				
(単位:円/件,税込)			(単位:円/件,税込)				
	自店宛/ 本支店宛	他行宛		自店宛/ 本支店宛	他行宛		
同一地域内 (同一手形交換所内)	440	440	➔	電子交換	440	660	
隔地間 (同一手形交換所外)	660 (※1)	880		個別取立 (※2)	普通	440	660
隔地間 至急 (同一手形交換所外)	660	1,100			至急	660	1,100

(※1) 他行宛でも本支店に仕向ける場合を含みます。

(※2) 通帳の取立等電子交換の対象外や、電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など、直接郵送で対応が必要なものが対象となります。

2. 改定日

2022年11月1日（火）以降の取引分より

3. その他

電子交換所および支払い可能日の変更については、別紙をご参照ください。

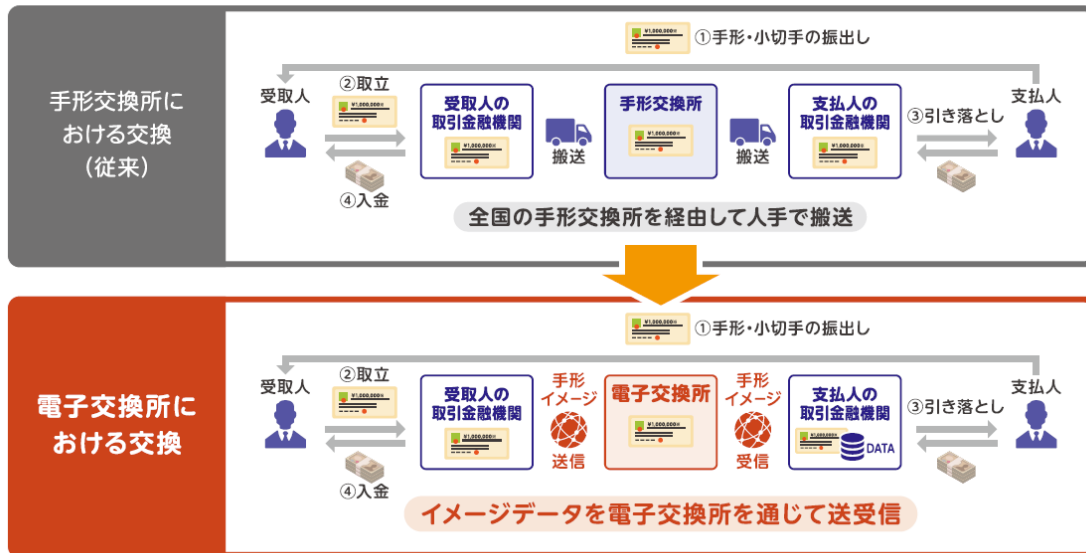
以上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社 広島銀行 事務統括部
TEL (082) 247-5151 (代表)

(1) 電子交換所について

「電子交換所」によって、従来は人手を介して搬送していた金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。

電子交換所設立以降は、全国各地に設置されていた現在の手形交換所は廃止となり、原則すべての小切手・手形が電子データで交換を行う電子交換所の取扱いに変更されます。



(一般社団法人全国銀行協会作成『「電子交換所」設立のご案内』より抜粋)

2021年6月に政府から公表された「成長戦略実行計画」を受け、全国銀行協会では「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数のゼロにする目標」を掲げていることから、当行においても電子交換所への移行対応を含め、電子化を進めてまいります。

(2) 「支払可能日の変更」について

電子交換所の設立により、証券類の支払場所が他行のものは全て「他行券」での取扱いとなります。

変更前			変更後				
	支払場所	支払可能日		支払場所	支払可能日		
手形	当行	交換呈示日の翌営業日	手形	当行	交換呈示日の翌営業日		
	他行	交換呈示日の翌々営業日		他行	交換呈示日の翌々営業日		
小切手	当行 支店券	受入日の翌々営業日	小切手	当行 支店券	受入日の翌々営業日		
	他行	他行券		受入日の3営業日後	他行	他行券	受入日の3営業日後
		二日券		受入日の4営業日後			
		三日券		受入日の5営業日後			